

平成27年国勢調査への対応について

平成29年8月8日

中心市について

- 中心市は、生活に必要な都市機能について一定の集積があり、近隣市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要。
- このような観点から、中心市の要件は、人口4万人超、昼夜間人口比率1以上等を満たす市としている。（下記参照）
- 人口、昼夜間人口比率については、定住自立圏構想推進要綱において、原則として、平成22年国勢調査に基づく数値を用いることとしている。（合併市の場合は、合併期日から起算して10年を経過していない場合に限り、合併期日以前の直近の国勢調査における人口最大の旧市の昼夜間人口比率を用いることとしている。）

中心市の要件

- ①人 口：5万人程度以上（少なくとも4万人超）
 - ②昼夜間人口比率：1以上（合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。）
 - ③地 域：
 - ・三大都市圏の都府県（*）の区域外の市
 - ・三大都市圏の都府県（*）の区域内では、通勤通学者のうち、特別区又は指定都市に通勤通学する者の割合が、1割未満の市
- * 埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良

対応を検討すべき都市

H22 非該当 → H27 該当

※中心市宣言済

人口	昼夜間人口比率	該当する都市
× → ○	○ → ○	なし
	× → ○	なし
○ → ○	× → ○	7市[パターンA] (南相馬市※・南魚沼市※・伊勢市※・小野市・尾道市・ 観音寺市※・日向市※)

H22 該当 → H27 非該当

人口	昼夜間人口比率	該当する都市
○ → ×	○ → ○	3市[パターンB] (網走市※・大船渡市・庄原市※)
	○ → ×	なし
○ → ○	○ → ×	10市[パターンC] (高岡市・魚津市・佐久市※・美濃加茂市※・栗東市・ 西脇市※・天理市※・久留米市※・八代市※・出水市)

1市[パターンD]

刈谷市※については、人口要件、昼夜間人口比率要件ともに満たすが、三大都市圏内の指定都市等に通勤通学する者の割合が1割未満でなくなったため、中心市要件を満たさなくなる

平成22年国勢調査への対応

【基本的な考え方】

- 定住自立圏構想については、平成21年度に本格的にスタートしており、平成24年8月20日時点で延べ300団体が取り組んでいたことを踏まえ、すでに取り組を進めている団体に支障が生じないような対応が求められると考えられた。
- 平成22年国勢調査に基づき新たに中心市要件を満たす団体については、定住自立圏構想への取組の更なる促進に向けて対象団体として含めることが適当であると考えられた。
- 東日本大震災の被災地域においては、依然、震災からの復旧・復興に傾注している状況であり、それを踏まえた対応が必要であると考えられた。

【対応】

- 人口、昼夜間人口比率については、原則として、平成22年国勢調査の数値に置き換えることとした。

ただし、平成17年国勢調査で要件を満たしている宣言中心市については、引き続き対象とするとともに、未宣言中心市については、要綱の改正(H24.10.1)から3年間（東日本大震災の特定被災地方公共団体については、当分の間）、中心市宣言できる経過期間を設けることとした。

平成27年国勢調査への対応案

平成22年国勢調査への対応と同様、人口、昼夜間人口比率については、原則として、平成27年国勢調査の数値に置き換える。

ただし、宣言中心市については、引き続き対象とするとともに、未宣言中心市（大船渡市（東日本大震災の特定被災地方公共団体）、高岡市（宣言連携中枢都市）、魚津市、栗東市、出水市）については、当該市の意向等を踏まえ、経過期間の要否を検討。